



答 申 書

平成23年11月21日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中暄二 様

久喜宮代衛生組合
廃棄物減量等推進審議会
会 長 田中行人

平成22年12月17日付け久宮衛減第1843号をもって諮問された事項5の「事業系廃棄物の手数料の見直しについて」について、次のとおり答申します。

記

事業系一般廃棄物の手数料については、当組合の久喜宮代清掃センター管内及び八甫清掃センター管内において10キログラムにつき100円となっておりますが、一方、菖蒲清掃センター管内では、10キログラムにつき200円となっております。また、久喜宮代清掃センター管内では、小規模事業者について10キログラムにつき200円の手数料により収集・運搬も実施しており、組合管内において取扱いに相違が生じているため、早急に取り扱いを整理し、統一する必要があると考えられます。

事業系一般廃棄物の手数料については、営利活動に伴って発生する廃棄物の処理という側面及び本来事業者が負う廃棄物の適正処理に関する自己責任等を考慮すれば、相応の受益者負担を求めることが基本と考えられます。また、手数料の額の検討に当たっては、処理コスト及び家庭系廃棄物の自己搬入時の手数料との均衡を考慮するとともに、ごみの排出抑制効果にも十分な配慮がなされるべきであります。現在の全国的な傾向としては、ごみの排出抑制効果による減量化を進めるため高めの手数料額に推移しつつあり、創意工夫により積極的に減量化に取り組む事業者とそうでない事業者との公平性確保の観点からも、低めの手数料額設定では効果が薄くなると考えられます。

これらを慎重に検討し総合的に判断した結果、当組合管内の事業系一般廃棄物の手数料については、10キログラム当たり200円とし管内の取扱いを統一することが適当との審議結果を得たので答申いたします。なお、久喜宮代清掃センター管内において実施している小規模事業者の収集・運搬については、現在の社会経済情勢下において急激な取り扱い変更を行った場合、事業運営に及ぼす影響が著しく大きくなると考えられるため、答申した手数料額に100円を加算し10キログラム当たり300円の手数料設定により当面現行の取り扱いを継続し、ある程度の移行期間を設けて管内統一を図るよう提言します。

付 記

廃棄物の減量化対策のため、引き続き事業者への指導や啓発活動を積極的に推進していただく必要があることを申し添えます。